平成２８年（フ）第９１２号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番９号　第１ＫＹハイツ203号
債務者　小玉　沙織（旧姓新井田）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２５号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目９番26号
債務者　鳩澤銀一郎
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７８号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ509号
債務者　鈴木麻寿美（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２６号
札幌市東区北47条東18丁目２番21号　コンフォート栄町105号
債務者　穂刈　優一
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２７号
札幌市東区北47条東18丁目２番21号　コンフォート栄町105号
債務者　穂刈　佳代
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５３号
札幌市白石区東札幌５条４丁目２番22号　ノースコート105号
債務者　浦山　勇治
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５５号
札幌市豊平区西岡３条13丁目２番５号　須藤マンション３号
債務者　佐々木眞隆
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０５６号
札幌市豊平区西岡３条13丁目２番５号　須藤マンション３号
債務者　佐々木加奈子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６０号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目２番３－410号
債務者　藤井　秀平
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６５号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目２番10―203号
債務者　大橋　義正
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７１号
札幌市東区北47条東14丁目２番10号　マンション誠Ｂ棟Ｂ－１号
債務者　中嶋　静子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９６号
札幌市豊平区中の島２条12丁目１番17―402号
債務者　磯野　明人
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
北海道旭川市永山北２条９丁目15番地
債務者　水野　富夫
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
北海道網走市鱒浦４丁目14番２号
債務者　大竹　未来
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
福島県会津若松市明和町４番53号　尾崎コーポ105、前住所福島県会津若松市天神町13番24号　大橋アパート５号
債務者　星　　豊光
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地927
債務者　中嶋　守宏
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５４号
群馬県前橋市上新田町302番地６
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係